

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会	会議場所 全員協議会室	
		担当職員 田中	
日 時	令和7年6月25日（水曜日）	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 45 分
出席委員	◎法貴、○山木、林、片山、梅本、齊藤、菱田		
出席理事者	【産業観光部】松本部長 【商工観光課】鎌江課長、橋本商工振興係長、松浦観光振興係長 【農林振興課】川田課長兼農業委員会事務局長、 荒美副課長兼有機・食農推進係長事務取扱、松原営農推進係長、 山口担い手支援係長、綾野森林・鳥獣対策係長 【まちづくり推進部】信部部長 【都市計画課】田中課長、大原計画係長、川津主事 【市民生活部】 【税務課】樋口課長、岩崎固定・収納担当課長		
出席事務局	吉田事務局長、田中主事		
傍聴者	一般1名	報道関係者0名	議員5名（大西、小林、大塚、浅田、木村）

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（法貴委員長あいさつ）

〔事務局日程説明〕

2 所管分付託議案審査（説明～質疑）

〔産業観光部入室〕

〔産業観光部所管議案審査〕

・産業観光部長あいさつ

（1）第1号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）所管分

・所管課長順次説明（歳出・歳入一括）

10:13

〔質疑〕

＜齊藤委員＞

林道芦谷線橋梁PCB除去設計業務委託料の増額補正について、昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある林道施設が対象とのことであるが、そのような施設は現在市内にどのくらいあるのか。

＜農林振興課長＞

林道62路線中、林道橋は109橋ある。しかし、今回のように昭和41年から昭和49年の間に建設された橋は林道芦谷線1号橋のみである。

＜林委員＞

橋のPCBが浮遊している部分は塗料になるのか。

<農林振興課長>

塗料である。飛散などは確認されていない。

<林委員>

対象外の建設物に浮遊しているということはないのか。

<農林振興課長>

今回は林道橋が対象であり、他の施設については承知していない。

<片山委員>

農道や市道にも昭和41年から昭和49年に建てられた橋梁があると推測するが、林道と同様の調査は行わないのか。

<農林振興課長>

農林振興課所管の林道施設についてのみ調査を行ったところであり、道路や土木施設については把握していない状況である。

<産業観光部長>

調査・対応については、廃棄物処理法に基づき各所管に通知されているところである。そのため、それぞれの担当課にて対応しているものと思っている。当課においては、林道橋を担当しているため、調査した結果、今回補正予算を上程することとなった。林道橋は令和9年3月末までが処分対象になっている。それぞれの所管において、法に基づいた対応を行っているということで理解願いたい。

<梅本委員>

この橋が建てられて50年以上が経過しており、その間にPCBの含有されている塗料が塗膜の剥離などにより、周辺に飛散しているかどうかは分からないが、50年の間であるため、何らか考えられると思う。周辺のPCBの含有は他の所管が対応しているため、廃棄物処理法に基づいた処理が問題なくできているという解釈でよいのか。

<産業観光部長>

林道橋以外の施設については、それぞれの所管課において通知を受けられているため、そちらで対応しているものと考えている。

<梅本委員>

土壌など林道橋の周辺環境については、別の所管課が対処されているという認識でよいのか。

<産業観光部>

飛散については調査の中で確認されていないとのことであるため、塗料が使用されている橋の部分の対象となる。来年度実施していく中で、塗料が飛沫しないような体制で工事を行っていきたい。

<梅本委員>

そのあたりの環境負荷については現在把握されていないということである。

<産業観光部>

調査して飛沫は確認されなかったということである。

<齊藤委員>

地域営農担い手条件整備事業経費の増額補正について、京野菜の産地として補助金を増額していただけることは非常にありがたいと思っている。篠町では工業団地の開発が進んでおり農地が減っていくと予想される中で、今後、その受け皿としての役割も有限会社山下商事さんには担っていただきたいと考えているがどうか。

<農林振興課長>

今回の補正により、元の700アールから1,300アールに規模拡大される。出荷量としては、現在の14万個から16万個を目標に拡大される予定であるが、規模拡大の場所については把握できていない。

<菱田委員>

先の答弁で現在の生産地面積は700アールとのことであったが、生産地域はどのあたりであるか。また、生産品目は。

<農林振興課長>

実施地区ではあるが、大井町や千代川町あたりで生産されている。生産品目については、聖護院かぶが主なものであり、加工品として漬物の加工もされているが、その他の品目については承知できていない。

<菱田委員>

京野菜生産加速化事業補助金の増額補正については、補助率45%で全額府支出金を充当するとのことであるが、市からの補助金については特に要望はなかったと理解してよいか。

<農林振興課長>

要望などは特になかった。

<菱田委員>

地域担い手応援事業補助金については、大変要望が多く急遽の補正予算の上程であると思うが、補助対象となる主な機器は。

<農林振興課長>

初めて補助の対象となれる方については、栽培品目にもよるが、玉ねぎ苗の移植機や畝立て機、ラジコンの草刈り機などであり、様々な機械で活用されるというところで要望いただいている。

<片山委員>

有限会社山下商事の生産農地については、国営ほ場整備の跡地を5,6ヘクタール買収もしくは借り上げて生産量を伸ばしていられるという話は聞いている。前向きに考えていただいている事業者については亀岡市としても支援の上乗せをしていただけたらありがたいと思う。また、補助金の返還に伴う過年度還付金の増額補正については、耐用年数に達していない残存分を返還されることになると思うが、耐用年数は何年で返還金に相当する残りの年数は何年であるか。

<農林振興課長>

対象となる施設は294平米の精米施設で、耐用年数は令和8年の3月30日までであり、設置から31年間である。国税庁の減価償却資産の耐用年数に関する省令に基づき返還額を積算しており、最終使用年である平成15年以降の分で計算している。その結果、返還額は582万439円として算出している。

<片山委員>

精米施設はライスセンターであるか。

<農林振興課長>

当時は精米機が設置されており、精米をされていた施設である。

<林委員>

地域担い手応援事業補助金の概要に「一定規模以上の営農を行う農業者等に対し」とあるが、どの程度か。

<農林振興課長>

補助対象になるのは、水稻栽培の場合は8ヘクタール以上、露地栽培の場合は50アール以上である。機械への補助に係る規模の要件としては、田畑の場合は

3. 5ヘクタールで25馬力までのトラクターであり、これは京都府特定高性能農業機械導入計画で定められている利用規模下限面積に基づいて適正な規模の機械を導入していただき、それに見合った補助をするものである。

<梅本委員>

地域担い手応援事業補助金により購入された機器の導入効果はどのように図られるのか。

<農林振興課長>

本補助金の対象者は認定農業者や認定新規就農者などであり、認定農業者であれば認定の際に立てていただく計画を基にどれだけ規模拡大されているのかなどを検証している。

<菱田委員>

観光推進経費について、創作能の上演に係る補助金として増額補正を挙げられているが、当初予算で計上せず今議会で上程されたのはなぜか。

<商工観光課長>

当初予算編成時点では予算の内示がなかったが、このたび、コミュニティ助成金の内示があったため補正予算へ計上させていただいたものである。1月の実施に向けて、今後、光秀まつり実行委員会で協議・決定していく。

<菱田委員>

事業の実施主体は光秀まつり実行委員会であるか。

<商工観光課長>

中心は亀岡手づくり甲冑の会であり、新作能を作られる方とともに市民参加型の能を披露されると聞いている。

(質疑終了)

10:33

[産業観光部退室]

[まちづくり推進部入室]

・まちづくり推進部長あいさつ

(1) 第1号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)所管分

・所管課長順次説明(歳出・歳入一括)

10:40

[質疑]

<片山委員>

オンライン公開された都市計画情報等を取得する場合、利用者が負担する経費はあるのか。

<都市計画課長>

必要ない。

<齊藤委員>

毎年のランニングコストは。

<都市計画課長>

基本的には必要ないが、都市計画区域の市街化編入や用途地域の変更があった場

合は更新費用が必要となる。費用の額は規模により変動するため、現在は不明である。

<齊藤委員>

都市計画図の更新に係る測量方法は。

<都市計画課長>

航空写真をもとに地図構成を行う。

<片山委員>

紙媒体の白地図の購入は従来どおり引き続き可能であると理解してよいか。

<都市計画課長>

今後も継続して販売する予定である。

(質疑終了)

10:44

[まちづくり推進部退室]

[委員間討議なし]

3 討論～採決

[討論なし]

[採決]

・第1号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

可決・全員

[指摘要望事項]

<法貴委員長>

委員長報告の作成に当たり、指摘要望等の意見はあるか。

<齊藤委員>

過年度還付金について、農家へ多くの補助金を出しているものの最終年まで施設などを利用していただけていないことから、補助金が無駄にならないように意欲のある方に支援が行き届くような体制となることを望む。補助金ありきで行う事業はなかなか続かない傾向にあると思っており、より効果的な使い方と仕組みづくりの構築が必要であると考えているがどうか。

<菱田委員>

補助金は有効活用するために出されるものであり、地域担い手応援事業においても、認定農業者の資格を取得された方に限って補助されるものとして有効活用していただけるものと思う。しかし、今回、返還する部分については、JA京都本店を亀岡市が買収したことにより、そこにあった精米施設を除却することによって発生したものであり、買収しなければ返還する必要はなかったものであると理解しているため、指摘要望とする必要はないと考える。

<齊藤委員>

実際、精米施設は平成15年までしか使っていないため、こういった無駄のない

ように補助金を活用いただきたいと伝えたい。

<法貴委員長>

補助金を無駄なく有効に活用いただきたいという要望でよいか。

(全員了)

<齊藤委員>

地域担い手応援事業補助金について、個人農家の方などから30件ほどの要望があるもののなかなか採択されない現状があると思う。こういった意欲ある方に支援が行き届くよう考えていただきたい。

<菱田委員>

就農から5年目以内の就農者、いわゆる新規就農者への支援については非常に手厚い補助制度があるが、それ以降の方への支援については機械の導入や設備の規模拡大をするために補助金がほしいという要望があるにも関わらず補助制度があまりない。本事業が始まって5年ほどが経過しているが、今回の30件の要望の内6件は3回目の要望であるということからも、齊藤委員がおっしゃるように1,000万円では少ないのではないかという疑問がある。今後、当初予算で少なくとも倍の2,000万円くらいは計上していただきたいと思っており、委員長報告に含めなくても、委員会として要望していくであると思っている。

<林委員>

私も同意見であり、より多くの方に有効活用していただける使いやすい補助制度の確立を望む。

<片山委員>

林委員と同じような趣旨の発言になるが、地域担い手応援事業については、周りの農家の方からも期待の声が大きく、「耕作できなくなった農地を使うために田植え機を少し大きくしたい」など身近な要望も聞く。しかし、申請時の要件に満たないことも多くあると伺うため、地域の方の要望と本事業がもう少し上手くマッチングすれば、よりよい応援策になるのではないかと思っている。できるだけ利用しやすい事業にという意味合いで少し文言を入れていただけたらと思う。

<梅本委員>

補助金の有効活用というのは、農業に限らず非常に大事であると思う。市の単費事業のみならず、府や国の補助事業があるのであれば、そちらも積極的に活用していただけるように支援することも必要ではないかと思う。就農者が継続して農業に携わっていただくためには、就農者の意欲と努力に加えて何らかの補助が必要である。補助金を増額することによって、枠組みから変えていくのか、どのようにほかの事業につないでいくのかなど事業全体の充実に向けて進めていくことが非常に重要であると思っている。

<山木副委員長>

補助金は単なる財源の支出にとどまらず、地域の未来をつくる重要な財源と認識しており、持続可能で実効性のある事業に活用していただければと思う。

<法貴委員長>

それぞれの意見を踏まえて、第1号議案の地域営農担い手条件整備事業経費の増額補正について、「1人でも多くの農業従事者の方に継続して農業振興に携わっていただけるよう補助金を有効活用していただきたい」として指摘要望することでよいか。

(全員了)

<法貴委員長>

委員長報告の文言等は、正副委員長に一任願う。
(全員了)

10:57

4 議会だよりの掲載内容について

<法貴委員長>

記事のスペース上、本日審査した中から1～2項目程度の掲載になるが、意見を
願います。

<菱田委員>

地域担い手応援事業補助金について、30件の申請に対して24件に絞ってもな
お増額補正をするとのことであり、概要説明も含めて掲載してはどうか。

<片山委員>

スペースがあれば、府GISを活用した都市計画情報のオンライン公開につい
て、広報も兼ねて掲載いただきたい。

<法貴委員長>

第1号議案の地域営農担い手条件整備事業経費及び同議案の都市計画決定業務経
費の増額補正を掲載することでよい。

(全員了)

<法貴委員長>

文言等は正副委員長に一任願う。
(全員了)

5 行政報告

[産業観光部、市民生活部入室]

[産業観光部長あいさつ]

(1) 農地に係る固定資産税の課税錯誤について

[農業委員会事務局長 説明]

11:11

[質疑]

<梅本委員>

十分に業務の引き継ぎができなかったのはなぜか。

<農業委員会事務局長>

引き継ぎ書は作成されていたが、当該事務に係る内容に関して十分に引き継ぎがで
きていなかったことを確認している。担当者間の引き継ぎにとどまっており、上席
が確認・把握できていなかったことが原因であると考えている。

<梅本委員>

今後どのように対応するかが重要であり、再発防止について分厚く示すべきである
と考える。事務作業の改善というのは、ビフォーアフターとして何をどのように改
善したのか、文章なのか体系なのかをはっきりさせる必要があると思う。事務の引
き継ぎについては、標準化されたマニュアルなどはあったのか。

<農業委員会事務局長>

今回の事務に当たっては、標準化されたマニュアルは存在しなかった。今後の対策として、十分なチェック体制を整え、誰が担当しても同様の処理ができるような、マニュアルの作成が必要であると考えている。

<梅本委員>

引き継ぎ事務が準備不足であったと伺う。今後マニュアル化されるということは大変重要であるが、マニュアルは随時更新が必要であるため、作った後の維持・管理をどうようにするのが非常に重要になってくるかと思う。そういった今後の改善も含めて、改善策などの資料を提出していただければと思う。

<法貴委員長>

それでは、再発防止対策の一環として、マニュアルを作成すること、また、現状と今後の対応に向けた改善策を資料として提出していただくことをお願いする。

<片山委員>

「固定資産税等の課税標準の特例」の概要の1行目に「平成28年4月1日から令和8年の3月31日までの間に農地を貸し付けた場合、軽減される」という趣旨の記載があるが、令和8年の4月以降に農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りを行った場合は、特例の適用外となり軽減措置はされないという認識でよいか。

<農業委員会事務局長>

令和7年度課税年度の場合、令和6年1月1日から令和7年1月1日までに、農地中間管理機構に新たにまとめて貸し付けたものが対象となる。10年以上貸し付けたものであれば3年間、15年以上貸し付けたものであれば5年間の軽減がされる。過去にその軽減が適用された方については、一定年数が経過すれば軽減措置はされないこととなる。

<片山委員>

昨日、環境市民厚生常任委員会を傍聴した際、令和7年度は軽減の該当者648人の内情報提供漏れがあった人数は504人であったと聞いた。差分の144人については正常に処理をされたと理解しているが、地域によって抜けていたところがあったのか、また、年度ごとに処理をする際に誤りがあったのか。令和7年度に情報提供漏れがあった人と正常に処理できた人との違いはどこにあったのか教えていただきたい。

<農業委員会事務局長>

令和7年度については、農地中間管理機構を利用されていた方が全体で648人となっており、その内、軽減対象となる方が524人、その中で正常に情報提供をしていた方が20人となっており、情報提供漏れがあり軽減措置ができていなかった方が504人となっている。農地中間管理機構を利用されている方すべてが、この軽減措置を受けられるものではなく、一定の要件を満たす方が適用対象となる。

<片山委員>

再発の防止について、今年度の人事異動により農林振興課長が農業委員会事務局長を兼務される体制となったことから、事務局長の席に常時座っておられない形となっており、農業委員会の実務がしっかりと回っていくのかチェック体制機能の強化という観点からも不安であり心配するところである。また、農地中間管理機構との貸し借りについて、市内部で責任を持って担当されるのが、農業委員会なのか農林振興課なのかということが不明確になっているのではないかと思う。そのあたりが情報提供漏れに波及してくるのではないかという気がするが、考えを伺いたい。

<産業観光部長>

今回の課税錯誤については、令和6年度において町単位の集落営農組織で貸し借りをされたことから件数が大幅に増加したが、制度を十分に熟知していなかった職員が対応したことが要因の一つであると分析しているところである。農業委員会事務局長と農林振興課長の兼務体制については、農業委員会の制度改革も一因となり、他の市町においても農林振興課が対応されているところである。農林振興課の職員が京都府の農業会議、また、農業委員や農地利用最適化推進委員、地元自治会と調整しているが、決定するのは農業委員会となっていることから、農林振興課長が農業委員会事務局長を兼務する方が事務手続きが円滑に進むということもあり、令和7年度から現在の体制でスタートした。一定、情報も農林振興課長が多く持っている認識しており、チェック体制も問題ないと考えていたが、令和6年度の段階では十分に機能していなかった。ご指摘のとおり、今回の件について対応している農業委員会事務局長の席は常時空いたままになっていることから、本事案を検証する中で、しっかりと体制の見直しをしていく必要があると思っている。また、市職員はおおよそ3年で人事異動があるため、引き継ぎの際、過去の制度を引きずったままになっていないか、また、制度を十分に理解しているのかなど組織としてお互いにフォローしながら対応していきたいと思っているのでよろしくお願いする。

<片山委員>

現在の体制は以前と比べて非常に複雑になってしまったなと感じている。今後も現在の体制を継続していくに当たり、農林振興課と農業委員会が上手く連携できる仕組みづくりが必要であると思うので、再発防止に向けて真剣に検討いただきたい。

<齊藤委員>

亀岡市の農地を一覧にしたデータを作成し、農地中間管理機構関係などで抽出できるように管理すれば、引き継ぎの際、円滑に分かりやすく進むと思うが、現状そういったシステムにはなっていないのか。

<農業委員会事務局長>

現在、そのようなシステムにはなっていない。目視で確認する台帳のような形で管理しており、一目できるようなものではない。

<産業観光部長>

農地台帳については、システム自体が古いものであり、国や京都府の農業会議とも連動していないようなものとなっているところに問題があると思っている。今回の事象の検証も含め、チェック機能が利くようなシステムとなるよう今後の導入に向けて再度見直しを行いたい。

<齊藤委員>

ぜひそういったシステムを導入していただき、複雑な引き継ぎがなくてもスムーズに処理できるような体制を構築していただきたい。

<梅本委員>

システムの見直しについては、少し時間がかかるものであり、入れ替えることとなった場合は来年度以降になる。また、農業委員会事務局長と農林振興課長の兼任についても来年度以降の話になってくるかと思う。現時点での対応が提出いただいた資料のとおりであると思うが、チェック体制の強化については現状維持の部分と変えていく部分を示していただく必要がある。将来の話も重要であるが、現状、どこをどのように変えていくのか。

<農業委員会事務局長>

現在、検証を行いまとめているところである。チェック体制では必ず上席が確認すること、処理手順の効率化では農地中間管理機構に関わっている職員の助言を受け

ることなど対応の過程において見えてきた部分もあるため、ミスなく処理できる方法を確認していきたいと考えている。

<産業観光部長>

農地台帳は随時新しく更新されるが、管理が不十分であったと分析している。ご指摘のあるように新しいシステムを導入するとしても少し先になってしまうため、マニュアルを作成させていただき、委員会などにおいて委員の皆さまの意見も伺いながら検討していきたいと思っている。新システム導入までの間はダブルチェックをかけていくしかないと思っているので、引き継ぎも含めて農業委員会と農林振興課でしっかりと連携をとっていきたい。

<梅本委員>

今回の事例はピンチをチャンスにかえるよいきっかけになると思う。部長がおっしゃったように全面的に見直しを行っていただき新しいものとして定着させていただきたい。委員会の中でも精査させていただけたら嬉しく思うのでよろしくお願いする。

(質疑終了)

11:40

[産業観光部、市民生活部退室]

6 その他

(1) 今後の日程について

<法貴委員長>

7月の月例は7月28日(月)午後1時30分から、決算特別委員会産業建設分科会は8月4日(月)午前10時からそれぞれ開催することとする。また、決算審査に係る勉強会は8月26日(火)午前10時から行う。次回は、6月30日(月)、午前10時から委員長報告等の確認をよろしくお願いする。

～散会 11:45